議案第46号

加西市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について

加西市農業共済条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成27年6月2日提出

加西市長 西村和平

加西市農業共済条例の一部を改正する条例

加西市農業共済条例(昭和43年加西市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「(肉豚に係るものを除く。)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、肉豚に係る通知又は種豚の死亡(火災、伝染性の疾病(家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病に限る。)又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)によるものを除く。)に係る通知については、この限りでない。

附則

この条例は、兵庫県知事の認可のあった日から施行する。

(審議資料)

家畜共済加入者が損害発生通知を行う際に必要としていた獣医師の診断書又は検案 書の添付が、種豚の死亡の場合には不要となるため、所要の改正を行うもの。